

2023年6月29日 改訂版

# 定 款

センコン物流株式会社

## 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、センコン物流株式会社と称し、英文では、SENKON LOGISTICS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般貨物自動車運送事業
2. 貨物軽自動車運送事業
3. 貨物運送取扱事業
4. 航空運送代理店業
5. 倉庫業
6. 通関業
7. 貨物荷造梱包解装作業
8. 農業機械器具修理業
9. 産業廃棄物収集運搬業
10. 自動車分解整備事業
11. 物流機器および各種梱包・包装資材の設計、製作、販売、賃貸および輸出入
12. 薬事法で規制されている特定保守管理医療機器および高度管理医療機器等の販売並びに賃貸
13. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
14. 損害保険代理業
15. 生命保険の募集に関する業務
16. 不動産賃貸業
17. 労働者派遣業
18. 新・中古車自動車の販売
19. 古物売買業並びにその受託販売
20. コンピューターおよび周辺機器に関するソフトウェアの設計、開発、販売およびメンテナンス業
21. 木質・プラスチック等を利用した複合材料の開発
22. 食料品・飲料品・日用品雑貨の卸、販売および輸出入
23. 建設工事および土木工事の請負、施工、設計、工事監理等に関する業務
24. 岩石・石材・土・砂利・砂等の採取および販売
25. 放射能汚染物の除去作業および除去装置の仕入、販売
26. 土木建築資材の仕入、販売
27. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営並びに電気の供給、販売等に

#### 関する業務

28. 自然エネルギーを利用した発電装置の輸出入および販売
29. 農水産物の生産、加工、販売および輸出入
30. 前各号に附帯する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を宮城県名取市に置く。

#### (機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

#### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,712,000株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

#### (株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

#### (株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

## 第3章 株主総会

#### (基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

#### (招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

#### (招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議要件)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任)

第 17 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。
- 4 当会社は、会社法第370条の要求を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に規定あるものを除くのほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第21条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。
- 2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第23条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に規定あるものを除くのほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剩余金の配当)

第 25 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 26 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 58 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上